

近江商人の發生とその發展に就いて(上)

福尾 猛市 郎

日本の近世に於ける商工業發達史上、近江商人の占める地位は著しいものであり、延いて同期に於ける國民生活の物質的向上に對しても彼等が大なる關與を爲してゐることは否定出來ない。

徳川時代を特色づけてゐる商工業の發達は、戰國時代に於けるその勃興氣運の結論的成果であることはいふ迄もないが、商工業をかく助長せしめた具體的原因は、國內の統一と、それから導かれる全國的交通の可能とによつて、國民全體の融合せる經濟狀態が生み出されたことにあると思はれる。即ち、天下統一によつて經濟機構、殊に貨幣制度の共通性が導かれ、交通の自由によつて諸種の文化、殊に商工業の折衝、融合、普及等が行はれ、然してこれらは相倚り相俟つて商工業を發展せしめたのである。

かくの如き商工業發展の中にあつて、最も代表的に活躍した人的要素は何であるかといへば、それは近江商人である。近江商人の活躍範圍は天下統一の進行と並行して擴張した如くである。即ち彼等

の諸國への進展は織田信長の關所廢止に負ふ所であり、その全國的活動は早くも豊臣秀吉の時代に萌してゐる。彼等は上方に生産されて、しかも諸地方に使用されてゐない諸々の商品を携へてこれを諸國に普及せしめ、貨幣經濟の發達と地方文化の向上に關與した。他方、諸國の物産を開發して、これが加工精製をなし、その需要擴大に努め、以て地方の發展にも寄與した。約言せば、近江商人は全國的交通の可能を利用して、地方的物資を國內全般に普及融合せしめ、國民經濟の發達の上に大なる足跡を印したのであつた。

この一篇は以上の特色を有する近江商人に就いて述べむとするものであるが、全面的にこれが闡明を試みむとするものではないことは勿論である。たゞその發生の因由に關する問題と、發展過程を示す數個の類型を把つて、これが研究を爲さむとするものである。

二、

近江商人の發生を考察するに當つては、光づ第一に、何故近江國が商人の淵藪となつたかの因由を究めねばならない。また近江國內でも特に湖東中郡と稱せられる蒲生、神崎、愛知の諸郡に主としてこれが發生した理由等も併せ考へられねばならぬ。

此の問題は從來近江人自身の關心事として、屢々論せられた所であるが、思ふにその因由としては、實に複雑なるものが介在し、それらの微妙な綜合の結果として、近江商人なる一團が成立したも

のと思はれる。以下今日迄の諸説をも參照しつつ、何等かの價值ありと認められる諸條件を箇條的に列擧しよう。

一、近江商人の起源は歸化人であつて、日本民族とは人種的に異なるものであるといふこと。

これは、近江商人の淵源を遠く上代の歸化人に求めるもので、彼等の商業を營む習慣が連綿として後世に残存し、それが近世に入つて大活動を始めたとする説である。此の説は近江の郷土史家中川泉三氏によつて暗示され、菅野和太郎博士によつて盛に唱導されたところのものである。^②

古代に歸化人が近江國に多數住せしめられたことは否定出来ない。日本書紀によつて數例を擧げれば、齊明天皇七年には百濟佐平福信の獻する所の唐俘百六口が近江國墾田に居らしめられ、天智天皇四年二月には百濟の百姓四百餘人神崎郡に移され、續いて同五年十月には百濟男女二千餘人を東國に住ましめられ、更に同八年には佐平餘自信、佐平鬼室集斯等男女七百餘人を近江國蒲生郡に移されたのであつた。またこれを遡つては、垂仁紀一書説に「近江國鏡、谷陶人、則天日槍之從人也」とあつて、蒲生郡鏡山地方は古くより朝鮮歸化種族の住したところと傳へられたことを示し、現に其地方には多數の古窯址があつて、近村には齋部式土器が至る所に散布してゐる。また八幡町大字宇津呂には吳社（現今公禮八幡神社と稱す）があり、巨勢忠久筆と傳ふる吉士長丹の畫像を古くは藏してゐた。長丹は孝徳紀によれば、白雉五年七月に封二百戸を給ひ、姓を賜つて吳氏と爲されてゐるから、吳社

もまた歸化人に關係あることが推定され、長丹の封戸の人民の氏神であるといふ説も唱へられた。^③

右の諸例は何れも的確なる根據によつて、湖東の平地に歸化人の多數に置かれたことを證明するものであるが、實際に於ては、記録外に住せしめられたものが、寧ろ多かつたであらう。現存せる姓氏や地名、或は神社名等から、歸化種族によつたと思はれるものも澤山あるが、それ等に就いては省略することにする。

彼等歸化人は古代日本人よりも高度の文化を有した種族であつたことは今更縷述する必要もない。また彼等は書道、算數、商業にも長じたので朝廷の要路にも用ひられたことは著名である。即ち、内藏は履仲朝にその職を設けられて阿智使主と王仁これに當り、大藏は雄略朝に分離されて秦酒公がその長官となつた。かくて爾來秦漢二氏をして、内藏大藏の主鑰たらしめられたのであつた。(古語拾遺)算數の技は商業の術とも密接に繋がるもので、商業方面では、欽明天皇に寵せられた秦大津父は行商によつて大いに饒富を致し、天皇の踐祚に及んで大藏省に拜せられたといふ例もある。(欽明前紀)

この様に歸化人は算數に明るい材能を有し、また従つて商業に巧妙なる素質を持つたことは瞭らからであつて、彼等が多勢に近江國に置かれたために、近江人に是等の材能素質を賦與することゝなり、精神的遺傳と商業的習慣の殘存によつて、近江國に醸成された雰圍氣が所謂近江商人なる團體を生んだとするのは確かに首肯さるべきものがある。然し、近江商人の起原を専ら歸化人に求めて、他の諸

見を無視することに對しては、同意を表し難いものがあり、吾人はなほ次に述べる所の地理的還境及び歴史的動機も考慮に容れねばならぬと思ふ。

二、近江の位置が東海、中仙、北陸の諸道への分岐地に當つて、東日本全部をその全景に控へ、且つ京都を背景に持つてゐること。

京都は古來我國文化の中心地である。地方の物産の最も多く需要されるのもこの都であれば、また中央の華やかな文化の地方に傳播して行くのもこの地からであつた。いはゞ京都は日本の心臓ではあるが、地方物資を集め、中央文化を散ずる運般人は長袖の都人自らである場合より、諸國の地方人である場合の方が多しことは今更いふ迄もなからう。然し、特に商工業に限定して考へれば、遠隔の地方民衆が商業的素質を持つに至るのは遙か後世であつて、或る意味からは、最近世に入つてからだと言ひ得よう。従つて商業上の運般人として自らその身を投ずるものが都人に非ざる限りは、他の都市民衆か、または商工業がある程度まで發達し、かつ京都の空氣にも接觸してゐる近國の民衆であらねばならぬ。かゝる意味で京都に近く、且つ東日本への三道を扼してゐる近江國は商人の發生に關し、最も要衝の地理を占めてゐるといふべきである。

然らば西日本は如何と眼を轉ずれば、この方面に近江商人はあまり進出してゐない。これは主として地理上の關係から理解出来るのであるが、なほ西日本は東日本に比較して、古來より東漸する大陸

文化の影響を各時代に於て多く受容してゐるために、文化の程度も高く、商業もある程度の發達を見て居り、日用品の行商を以て主體とする近江商人の進出する餘地が少かつたことも考へられる。これに反し、東日本の民衆は中世期までは全く蒙昧であつて、近世期に入つて俄かに開明に向ひ、上方の生活様式が廣く取容られるに至つたために、徳川時代に於ける商人の新市場としては最も適當な舞臺であつた。近江國は實にこの新市場に活躍する商人を生む上に恵まれた位置にある譯である。

近江商人に次いで世に喧傳されたのは伊勢商人であるが、これが近江のそれの如くに振はなかつたのはその地理的不利によつて自ら理解される。彼等は東海道殊に江戸方面に限られた活躍しか見せてゐないのも同様にして當然である。なほ西日本では上方を中心として近江商人と對蹠的關係にある播磨商人が著聞してゐるが、彼等は上方と結合して主として西に活躍した如くである。これまた播磨の地理的關係が重要な意味を持つてゐるとすべきである。

三、近江國に於ける農業の不安定であるため、國人が商業に生計を求める傾向があつたこと。

近江は古來、水害、旱害に屢々悩んだ國であり、殊に湖岸地方に於てこのことは著しかつた。明治三十七年に勢多川に洗堰が設けられてより、水量の調節が自由となつて、最早水害の虞少く、また近年に入つて旱天には湖水より動力機を以て灌漑する方法も講せられて旱害に苦むことも殆んどないが、明治時代以前には水旱の兩害を受ける機會が尠くなかつたのである。

近江が他の地方よりも旱害に悩む原因は古來禿山多く、土砂の流出が多量であり、従つて積が横に廣く發展し、或は土砂が高く堆積して川床が非常に高くなつてゐるといふ現象からも理解出来る。かゝる土地の常として、大降雨に對しては忽ち洪水の被害を免がれ得ないが、其後暫らく晴天が續けば、これと反對に旱魃が襲來するのを例とする。雨乞の行事などが、この地方では以前は非常に發達して、屢々且つ盛大に行はれ、民俗學上の立場からも吾人の關心に値するものがあることは、この邊の消息を物語るものであらう。勿論この國では河川が枯渴してゐても、地下を潜つてゐる伏流があつて、田地はその浸潤を受け、或は井戸を掘つて灌漑する場合もあるのであるが、それらに對する期待さへも望めぬことは敢て珍らしくなかつた。

水害については一時的な洪水によつて、堤防の決壊等の起る例は非常に多いが、中でも最も困却することは、湖岸地方だけに關することではあるが、長く降續く雨によつて、湖水の水位が昂まり、長日に互つて、田畑や住居が浸されることである。明治二十九年の水害はその好例として著聞されてゐるが、徳川時代を通じても同様のことは幾度も繰返されて居り、八幡町當局にて謄寫せる町史資料中に多數その記録を見ることが出来る。徳川末期に就いていへば、文化四年六月、萬延元年五月、慶應四年五月等何れも明治二十九年の洪水と同程度に湖岸地方は水浸りの狀況を示し田作皆無となり、湖水に接してゐない同町の如きも、町の西半部は昂水のため湖水の狀況を示したのであつた。^①かゝる洪

水が田作の上に如何に影響したかを知る一例として、我々はこゝに蒲生郡多賀村(現八幡町大字多賀の約半部)の免定を擧げたい。

多賀村の免定は元和八年、九年、寛永十年、十三年とあり、同十五年以下明治六年に至る間は殆んど完全に揃つてゐる。村高は慶長檢地で三百二十一石一斗五升であり、寛文十年から三百二十七石二斗一升八合と増し、年貢上納高は不定で、百二十石位から百七十八石を納めるのが例であるが、時々極端に少い年が介在してゐる。参考のためにそれらの中六十石以下の年を次に擧げよう。これらは田作擧村皆無又はそれに近く、畑高其他が中心となつてゐる如くである。

寛永十年	二二・四八 ^石 一	寛文九年	四四・三三〇	延寶四年	七・一四 ^石 一
明和五年	三九・四九六	安永四年	五六・一八五	享和二年	五五・二六八
文化四年	二一・二二六	天保七年	三八・八二一	萬延元年	二四・五〇三
明治元年	一七・三六〇				

右の中享和二年以後のは悉く琵琶湖溢水の被害による結果であることが、他の日記類の記録に照合して明らかである。それ以前の寛永十年は不明、寛文、延寶は共に水損であり、たゞ、明和、安永は無植付によるもので、旱害であると思はれる。其他程度の差こそあれ、水損による害は敢て珍しくなく、延寶元年より元祿十六年迄の比較的詳しい免定に例を取つて云へば、この三十一年間に明瞭に水

害によつた減免は十六例に及んでゐる。

農業に生活を托することが、かくの如く不安定である結果として、國人に農を傍として商に赴くものを多く發生せしめることは觀易き道理である。鎌倉室町時代から早くも商人の根據となつた得珍保は、愛知川を分流せしめて新開されたものゝ水利の充分ならざる土地とすべく、徳川時代北海道の漁業に活躍した愛知郡の湖岸薩摩柳川の兩村は村域狹隘にして低地であり、屢々水害を受けて天惠の不利を啣つたと思はれる。近江人の商業に身を委ねることゝ共に彼等に於ける蓄財の精神の發生も亦、この理由による所が大きい。

以上擧げた三項の因由が、近江商人發生の基本的なものと考ふべきであらう。これらは古代の人的要素と、地理的な還境との二者に大別すべく、極めて根本的な原因であり、ある意味に於て超時代的なものであるともいひうる。従つて近江商人發生の因素は近世を俟たずしてあることは勿論であるが、近江商人といふ語によつて連想される全國的活躍の始まるのは近世初頭からであるのである。然らば何故に近世に彼等が躍進したかは次の問題であるが、これを理解する上に先づ中世の近江商人に就いてその性質を概観して置きたい。

三、

中世の近江には市が發達してゐた。文獻の上にこれを求むれば先づ源平盛衰記十九「佐々木取馬下

向事」の條に小脇の八日市が表はれる。これは今日よく人の知れる八日市に相當する。尤もこの市は聖徳太子時代の開市と傳へ、その古きことを誇つてゐるが、その當否は兎も角として藤原鎌倉の過渡時代には既に相當繁昌した市であつたことは争へない。盛衰記の話は栗太郎の紀介なるものが諸種の商品買入れのため、八日市に赴きつゝあるが、買入るべき品を馬の脊に滿載せんとするため、その疲勞を恐れて、馬にも乗らず、これを牽いて歩いてゐる、佐々木高綱はこれを見て、その馬を奪取して東に下向、頼朝に面接するといふのである。これはとりも直さず、諸般の賣買に八日市が地方の中心として繁昌したことを示してゐる。

市の盛んなことは湖國の一特色と考へるべく、畿外の地としては珍らしい現象であつた。中世の市場の名残りとして今日にその名を止めてゐる村だけでも、甲賀郡に深川市場、大原市場、大野市場があり、野洲郡に今市、市三宅、神崎郡に八日市、愛知郡愛知川町に市、坂田郡に本市場、大原市場、東淺井郡に八日市、伊香郡に今市、高島郡に朽木市場、下市、川原市、田中南市等がある。これらは村の語によつて表はされる聚落としてよりも市の開催によつて知られた結果その名を残したのであるが、其他多數の諸村でも定期の市が行はれた如くである。三浦博士は室町時代の文書記録に就いて近江國內に十八例を擧げられた。^①

商業の座も市に伴つて發達し、山門の庇護を受けて特に發達した所謂保内商人即ち得珍保の商人の

吳服座など勢力があり、これに對抗するものに横關の吳服座もあつて、兩者間に度々争ひを起してゐる。(蒲生郡中野村今堀、日吉神社文書による。)徳川時代の近江商人が吳服を以て主なる營業品目の一としてゐるのは、その由る所の古いことが知られる。或は保内商人及び枝村の商人には紙座があり、大崎離宮八幡宮の神人となつて油を商ふものもあつたが、是等の日用品も何れも後世の近江商人の營業品に連繫してゐる。また伯樂座もあつて、これは徳川時代の近江商人には續かないけれども、織豊時代に連絡をもつことは、安土山下町、八幡山下町に共に博勞町の設けられたことから知られる。④ 其外鹽、相物、木綿等も盛に扱はれ、後の時代に續いてゐる。

近世に於ける近江商人の基本的特色である行商も、中世から盛であつた。即ち單に市に於ける營業のみならず、山を越えて近國に行商するものもあつた。これはまた足子と稱せられ、主として伊勢方面に赴いたのである。海草、鹽等百十色の商人たる足子百四十餘名の交名なども殘存して行商の旺盛なりしことが察せられる。

足子といふ語と共に山越商人なる用語もある。山越商人とは鈴鹿山脈の諸道たる八風峠、千草越等によつて伊勢地方に行商するものをいひ、彼等相互の間や、部落の間にも封鎖的な商業が行はれた。例へば文應元年三月十五日の小幡商人の契約状によれば、近江商人と伊勢商人との間に訴訟が起つて近江側の勝に歸したけれども、訴訟費用の負擔について、小幡商人はその割當額を支出しない代りに

伊勢には今後行商に赴かないことを約してゐるのである。この契約は少くとも應永末年迄は守られてゐることから觀るに、市や座についてののみならず、部落間にも如何に封鎖的傳統的な商業が行はれたかを察するに足るものがある。個人の間に就いても制約があつて、山越商人から出し合ふ年貢錢を所定の期日に納めぬ者に對しては山を止める、即ち山越商賣權を取上げることが記せる觸等もある。^⑩

其他市や座等も夫々傳統を尊重し、自由なる行爲が排斥され、新人の加入や、營業地域に對する制限があつたこと等については今更此處に述べる迄もない。

かくの如く中世の近江商人には自由發展の華々しい活躍が見られないが、これは社會一般の狀勢の然らしめた所で已むを得ないことである。近世の近江商人の面目は全く一新されてゐることから、これら中世の近江商人が血族的に直ちに近世のそれに連絡することに就いて疑問を挿むものがあるが、それは誤りである。中世の近江商人の資料は殆んど湖東中郡ばかりのそれであり、地域的に近世のそれに一致してゐる。また個々の土地に就いては近世は八幡、日野、五箇莊を三大中心とするが、五箇莊は中世より特に商人の多きことが目立つてゐる。日野、八幡また城下町の構成に當つては、湖東の商人を糾合したのである。殊に豊臣秀次の八幡に下した掟書^⑪の最後の條には「一、在々所々諸市當町に可^レ相引^レ事」とあり、近村に於ける市の禁せられたため、市座の商人は否應なく城下に集中して固定した店舗を設ける商人に轉向せざるを得なかつたのである。

如上の保守的な中世の近江商人が織豊時代に入つて俄然面目を一新して進取的となるのは何故であらうか。これは一言を以て表現すれば、織豊時代の新興氣運が然らしめたのである。この時代氣運なるものは、諸般の事象を支配する上に、實に重要なものであるが、その理解は容易にして説明は非常に深奥である。それ故に吾人はこの時代に表はれた現象によつて近江商人が大活躍を始めるに至る具體的な方面を説明しよう。

一、織田信長の關所廢止によつて行商が自由となつたこと。

關所の存在と關錢の徵取が、行商を妨害し、商人の遠國への進出を阻むことはいふ迄もない。然るに信長は永祿十二年伊勢の諸關を廢して庶人の自由なる通行を容認し、流通經濟の擴大を企圖した。信長公記には「當國諸關取分、往還旅人之惱たる間、於末代御免除之上、向後關錢不可召置の旨、堅被_レ仰付」とあり、信長の意の那邊にあるかを知るに足る。彼の此の主義はその勢力の増大と共に益々擴充され、天正三年には越後、天正十年には甲斐、信濃と次第に遠方に關所の廢止を行つた。豊臣秀吉また信長の政策を踏襲し、これを全國に及ぼしたのである。

天下の統一とこれに伴ふ關所の廢止によつて、近江商人の全國的進出が可能となつた。その例を舉げれば愛知郡柳川村の建部重武及びその子七郎右衛門は既に天正十六年に奥羽地方の行商から進んで

松前に渡つたと傳へられ、八幡の岡田彌左衛門また天正文祿の頃に奥羽の行商から進んで北海道に商業したといはれてゐる。かくの如き僻遠への行商が早くも始つたことは信長の關所廢止とその政策の擴充が大いに與つてゐるとせねばならない。

二、近江國に於て特に盛んな樂市樂座の設定によつて、商工業の發達が見られるに至つたこと。

安土桃山時代に於て、市座の古法を打破する傾向は必ずしも全國一般に勵行されたものではないが、近江國に就いては非常に顯著な現象として表はれた。市場に座を認めぬ例は近江には古くよりあり、愛知川南宿領内五日市は應永三十四年十二月十一日の源貞定の書狀によれば、往古より座なく、保内鹽商人が任意に來て營業することを妨げなかつた。右は極く些細な例であるが、既に天文時代に佐々木六角氏歴代の居城觀音寺山の城下右寺が、城主によつて繁榮策を講せられて、早くも樂市とされたことは注目を拂ふ價值がある。これが樂市とされた年月は明瞭でないが、天文十八年十二月十一日の六角義賢奉行人の枝村惣中に與へた下知狀(日吉神社文書)に石寺新市は樂市であるから、枝村本座の座人以外の者の紙商賣をも容認せざるを得ないが、他の江濃の諸市ではその座を認め、座外のものゝ營業を差押へることを許すといふ意味のことを述べてゐるのは城下町に於ける樂市樂座の先行的なものであつた。

新興の意氣に燃えた信長が、劃期的な築城と、城下町の營造と、それに對する新施政^①を行つて、樂

市による自由商業を認めめたのは、實に近江の安土であつた。時代の新精神の高調は此處より發し、近世に於ける商工業の量的發達と資本主義的黎明は此處より始つたのである。しかし近江國に於ける自由商業の精神は單に安土城下に止らず、他の多くの諸城下にも漲つて來た。即ち天正十年蒲生氏郷は日野城下に對し、天正十一年淺野長吉は坂本町に對し、天正十四年豊臣秀次は八幡山下町に對して樂市を認めた。天正前後の時代に於てかく多數に樂市の例の存在せることは他の諸地方に見られない現象であらう。

安土桃山時代は、凡ゆる傳統を超越し、束縛を克服し、新しい精神の横溢した時代であるが、商工業もこれらの風を受けて自由に新人の參加を認め、生産及び取引の量的向上があり、營業區域の擴大によつて、商工業は愈々發展に向つた。かゝる場合近江國に盛んであつた自由商業の精神を帶びた近江商人は、地理的に良好な條件にも助けられて、關東東北方面の新市場に向つて進出したのであつた。

三、安土桃山時代に於ける領主の轉封によつて、城下町の衰頹する結果、行商が促進されること。商業發達の新氣運に乗じて營造せられた國內の諸城の城下町が屢々廢城に遇つてゐることは最後に注目すべき問題である。城下の商人にして、城主や武士との相互依存の關係によつて結合してゐたものは、かくの如き場合に生活難を來すのは當然であつた。さうした城下の町人がそのために行商に轉

向して新しい活路を發見せんとするのは當然である。

安土山下町は天正四年から五年にかけて營まれ、信長の天下統一の曙光に大いにその將來を期待されてゐたが、天正十年六月二日信長の非業の最期があり、續いて同十五日町の大半は安土城と共に焼亡したのであつた。それより信雄がこの城に住したけれども昔日の俵は最早失せて、往時に興すべくもなく、殘る町は可成り混亂した様であり、天正十一年正月の信雄の掟はこれを思はしめる。天正十三年に至つて八幡山に封せられた羽柴秀次は安土町に對して約一里を隔てた八幡城下への引越を命じたが、それ迄に町民の中には行商に轉じたものもあつたのではないかと推察される。

日野は蒲生定秀が天正二三年の頃營造した城下町と考へられるが、定秀の孫氏郷の時代、天正十二年六月に伊勢松ヶ島に移封された。歴代領主に對する恩義觀念によつて結合してゐた日野町民にとつて、このことは非常な衝動であつたと見え、秀吉は同月七ヶ條の掟書を日野町に下して人心を安定せしめむとした^⑩。その内容は喧嘩口論、亂暴狼籍を停止し、諸役を免除し、町人をして前々の如く居住せしめる等々であつたが、既に城主のないからには、そのまゝでは町の衰運に赴くべきは明らかである。

八幡は天正十三年閏八月羽柴秀次が秀吉から八幡山二十萬石補佐の大名の領地を加へて四十三萬石に封せられ、その城下町として安土町をことごとく移轉せしめたことに始まる。これによつて安土町

民は更生の首途を八幡に祝ふことゝなつたが、それより僅か五年にして天正十八年七月、秀次は小田原役の功によつて、尾張清洲城百萬石に移され、八幡城には京極高次が二萬八千石を以て封せられた。この小封を以てしては城下の商業が萎微すべきは當然であるが、小封の高次さへもが、また五年にして文祿四年大津城六萬石に移され、八幡はこれより城下町の意義を失ひ、町民自立の商業都市と化したのである。

城主によつて新たに人爲的に營造された城下町は、主として從來の市座の商人や行商人を糾合し、これに加るに其他の新人をも以てし、これらによつて當時としては目新しい固定店舗が軒を列べるといふ偉觀を呈したのであつたが、彼等には城主の保護と、城下に集中された武士の購買力等によつて生計を維持し得たものが多かつた。これを極言すれば、城下町は城のための存在といふ意味の限りでは、城の附屬物であり、城の一部であるのである。従つて城主が去つて終へば、その城主に従はない限り、その町は町民相互の關係と、町民と他地方の關係が残るばかりである。廢城によつて町民がその後者に着眼し、營業區域の擴大のため、再び古の動いて商ふ商人に轉向して行くのは當然の歸趨である。勿論城下町時代には行商人がないといふのではないが、此處では城下町の目的とする純粹なるもの——即ちそれが城主や武士と相互依存に立つこと——に適ふ町人に就いて問題としてゐるのである。八幡及び日野が近江商人の根據地となつた所の一つの原因は廢城による悲運に町民が刺戟された

ことにあることは否定出來ない。そしてこのことによつて反つて城下町時代よりも商勢は活況を呈するに至つたのである。

なほ城主の轉封と關連して近江商人の東國に於ける活躍を考ふべき問題がある。即ちそれは城主の移された所の城下に一部の町民も共に移住することであり、また舊領の人民が城主の新たに封せられた地方に商業に赴くことである。この例は日野及びその近在の商人に就いて見られる現象である。

天正十二年氏郷の伊勢松ヶ島に移封されたとき、秀吉の日野町中に下した掟書の第三條に

一、町人之儀者、如_レ前々可_レ居住、自然他所_レ令_レ退散者、可_レ爲_レ曲事、但松賀島_レ於_レ相越者、不_レ及_レ沙汰事とあつて、町民の離散することを禁じたが、秀吉は蒲生氏傳統の恩顧關係を尊重して、町民が氏郷の城下に參することだけは默認したのである。かくて日野商人の一部は伊勢國に分裂して此處を根城としたが、これ即ち近江商人の進展に外ならない。氏郷は其後、同十六年城及び城下を松坂に移し、その大手前には日野町を置いて、日野出身者を住ましめ、日野商人を優遇したのは、あたかも武士に對する如き恩顧と主従の關係を意識したからであり、町民も亦その徳を慕つたからである。

この事から察して、其後間もなく天正十八年、氏郷が會津百萬石に封せらるゝや、日野及び松坂の商人にしてこの方面に進出したもののあるのは當然である。即ち若松城下の樞要部に、また日野町が設けられたことはこれを示してゐる。(寛永四年甲賀町と改む)或は移住しなくとも、日野町及び近在

の蒲生舊領民が、主君や武士に頼つて東國に商業に赴くに至るのは當然であり、蒲生氏もまたこれを迎へたのであつた。これらに關する零細な例であるが、會津塗の如きは日野塗の職人を氏郷が招致して製造せしめた産業であると傳へられて居る。また近江出身の鐵炮工岡勘左衛門はその城下に住して、鑄砲に巧みであつた。^⑤

なほ氏郷の子秀行、孫忠郷は共に日野の綿向神社に修理料を寄附し、忠郷はまたその江戸邸に將軍を迎ふべく、これを修覆するのに日野より人夫を召寄せたりしてゐることから考へると、日野商人の東國に活躍した理由も自ら判斷されるものがある。日野町氏の近世初期に於ける遠征的行商は主として日野椀を下つたもので、^⑥普通には日野商人は徳川中期より興つて酒造賣藥を營業したといはれるが、その様に新しいものではないとすべきである。

以上の三項が近世に近江商人の大飛躍をなした直接動機と考へられるものである。しかも從來は常識的に近江商人活躍の原因として、近世に於ける領主の誅求の激しかつたことを云々するが、近江國に限つて誅求が他國より甚しい證明をすることは出来ない。たゞ以上述べた如くに、近江人に商人化的傾向が存在するために、近世領主の誅求に刺戟される場合は、他地方に比して遙かに容易に彼等は農を捨て、商に轉じ得たものであることは認められると思ふ。

人種的、地理的環境によつて育まれた近江の商人は歴史的な刺戟を動因として、近世の商業界に雄

飛し、各地に於いてその商權を握るに至るのである。(未完)

註 ① 「蒲生郡志」卷五ノ五四一頁

② 「近江商人の起源」(經濟論叢第二十六卷第六號) 「八日市の起源と歸化人」(同第二十五卷第三號) 「我國商工階級と歸化人」(經濟史研究第二十九號) 等

③ 「考古叢譜」卷四(黒川貞頼全集第一ノ一一七頁)

④ 琵琶湖治水會發行「琵琶湖治水沿革誌」附圖參照

⑤ 「滋賀縣八幡町史綱要」一一三—七頁

⑥ 滋賀縣八幡町大字多賀共有文書

⑦ 三浦周行博士「法制史之研究」八七六頁

⑧ 大山崎離宮八幡宮文書

⑨ 安土村大字常樂寺には博苦勞町があり、八幡町には博勞町元、博勞町中、博勞町上の大字がある。

⑩ 以上は何れも蒲生郡中野村今堀、日吉神社文書による。三浦博士「法制史之研究」八七二—八九八頁、「蒲生郡志」卷五等

參照

⑪ 八幡町共有、豊臣秀次八幡山下町掟書(滋賀縣史第五卷三八〇頁、蒲生郡志卷三ノ六五〇頁、前出町史綱要圖版等所收)

⑫ 八幡町共有、織田信長安土山下町掟書(滋賀縣史第三卷十四圖、第五卷三三九頁、蒲生郡志卷三ノ四〇三頁、近江商人事績寫真帖上卷第四八圖等所收)

⑬ 「近江日野町志」卷上ノ一七八頁

⑭ 日野町、西田先兵衛氏保管文書(近江日野町志卷上、五三六頁圖版)

⑮ 「會津舊事雜考」八による

⑯ 「蒲生郡志」卷五ノ五〇九頁